

# 近世後期における塩の流通と廻船商業活動

——伊予多喜浜塩と尾張野間廻船——

末永国紀

はじめに

I 多喜浜塩の生産特産

II 多喜浜塩の商品化諸形態

III 野間廻船

IV 野間廻船の商業活動と多喜浜塩の流通

(一) 下り塩買仕切

(二) 下り塩売仕切

(三) 上り荷売買仕切

V 江戸下り塩問屋・仲買

むすび

はじめに

江戸時代における全国市場の構造は、単にそれぞれの商品の流通そのものとしてではなく、各々の産業の生産構造

近世後期における塩の流通と廻船商業活動（末永国紀）

との関連において分析されなければならないことはいうまでもない。

近世期の食塩としての塩の需要量は、渡辺則文氏の試算によると年間約三二〇〇三〇万石と推定されている。<sup>①</sup>この生活必需品としての塩の生産は、生産面における入浜式製塩技術の創出と流通面における運送手段としての廻船業の発達によって、近世中期以降の全国製塩の約九割が瀬戸内十州地方に集中したといわれる。<sup>②</sup>この集中的な製塩地帯である瀬戸内十州地方より全国に供給される塩の流通は、近世商品流通の特質をそれなりに体现していたことが考えられる。

すでに指摘されているように、従来の塩業史研究においては生産部門に重点がおかれ、流通部門については個別生産地での販売形態が明らかにされているにとどまり、生産地と消費地を結ぶ輸送販売機関である塩廻船の分析については、ほとんど手がつけられていない状態である。<sup>③</sup>従って生産構造との関連において、産地問屋——塩廻船——販売地問屋という塩流通機構を追究することによって、近世塩業の流通機構究明に多少とも資し得るのではないかと考える。

小稿はこのような意図のもとに、生産構造がすでに明らかにされている伊予国多喜浜塩の流通を、尾張国野間の塩廻船の商業活動を通して考察しようと試みたものである。<sup>④</sup>

① 渡辺則文「近世における塩の流通——瀬戸内十州塩を中心として——」一九九ページ（福尾猛市郎編『内海産業と水運の史的研究所』所収）。

② 同論文、二〇一ページ。

③ 同論文、一九八ページ。

④ 多喜浜塩の生産構造については、岡光夫「入浜における塩業経営——伊予国多喜浜塩田——」（『村落産業の史的構造』所収）参照。

第一表 多喜浜周辺塩田概況

塩田名	築立開始	築立費用	面積	塩区	運上
眞生・松神子	慶長一三年	伊藤彦左衛門	前浜二〇町 余町天一六町(推定)	一一九	一貫五〇匁の定式 運上
多喜浜(古)	享保八年	天野喜四郎外五名 銀一一七貫余	一〇町六反、はじめ は一〇町四反余	一一	定式運上、一貫五九 三匁一分五厘
多喜浜(東分)	享保一八年	天野喜四郎 銀二七五貫余	二五町三反四畝二七 歩	一七	遠一俵に付銀一分の 運上
多喜浜(西分)	宝曆九年	二代天野喜四郎 銀二六八貫余	はじめ一四町四反七 畝、六町七反四畝	四	運上、東分と同じ
北(海宮塩田)浜	文政六年	四代天野代助	四〇町六反	一七	運上、東分と同じ
三喜浜	慶応元年	五代天野喜四郎	四〇町余	六	
計			一五九町三反	七五	

(注) 岡光夫『村落産業の史的構造』p. 85より。

I 多喜浜塩の生産構造

多喜浜塩の生産構造については、岡光夫著『村落産業の史的構造』においてすでに詳細に分析されている。従って、ここでは同書からの援用によりその概容について述べるにとどめる。

伊予西条藩三万石の多喜浜周辺塩田は、第一表にみるように主として民間資金によって、江戸時代に順次開発され

たものである。その一軒前経営規模は、享保八年開発の古浜の九反五畝から文政六年開発の北浜の二町四反へと、大浜による生産性の高さを求めて漸次拡大している。そしてその経営形態については、安永二年においてすでに「当浜三十二軒の内半分は宛り浜にてござ候」とあるように、小作塩田経営が支配的となってきた。また、休浜法を採用せざるを得ないような十州塩一般の過剰生産傾向と化政期の塩価下落は、自作塩田経営を衰退させ、豪農の塩田集中傾向をもたらすと共に、周辺塩田の増加によってたびたびの「惣浜定」による浜子給銀の統制にもかかわらず給銀は騰貴し、この面からも塩業経営の小作化を促進している。

多喜浜塩の生産は、他の十州塩同様、小作経営が塩田経営の主体であり、形式的には地主——小作仕成人（経営者）——浜子（労働者）という賃労働雇用による生産形態をとっている。しかし、一軒前塩田経営が、化政期において年間およそ銀一〇貫余という多大な資金を必要とする経営であるため、小作仕成人は浜子へ給銀前貸しの必要等から地主に経営資金の融通を受け、また、生産に要する生産器具および居小屋内の畳・行灯・米櫃・ハガマ等の生活用具にいたるまで地主から借り受けている。従って、地主——小作仕成人の關係における小作仕成人の生産者としての地位は、小作契約が一年更新の形式をとるものであったこととあいまってきわめて劣弱であった。そのため、小作仕成人は地主の加地子確保のための生産規制を強く受け、燃料として効率の良い石炭導入後も、それによる生産費の低下部分は、生産者としての自立性の少なさから小作収益とはならず、石炭の火力が貸与の諸用具を痛めると共に藩営塩田増加地子が塩一俵につき銀一分加重され、地主取得に組み込まれていった。また、運上銀を徴収すると共に藩営塩田を所有し、その小作仕成人からは加地子を取得する地主でもある藩によって、石炭導入後も藩収入確保のために、仕成人は一定の割合で効率の悪い松葉・薪の使用を強要された。こうして、塩業経営の主体をなしていた小作経営の収

益は、化政期において販売高のわずか一%程度であり、家族が塩業労働に従事し給銀部分を補填することによって、経営を存続し得ていたのである。<sup>10)</sup>

また、仕成人——浜子の関係も、共同体的「惣浜定」<sup>11)</sup>による給銀統制、あるいは給銀の前貸制等を通じて如実に支配・従属の関係を示すものであった。塩業の労働組織自体も、技術伝習を通して塩業労働の熟練者である「大工」を頭とする一種のヒエラルヒーを形成していた。<sup>12)</sup>

こうして、近世後期を通じて多喜浜の入浜塩業は、地主——小作仕成人——浜子による零細な小作経営が主体となっていた。

- 1) 岡、前掲書、一〇〇ページ。
- 2) 天宮元敬論著『多喜浜塩田』二二二ページ。なお、同書の史料を『多喜浜』で読み下し文に改められている。
- 3) 岡、前掲書、二二一ページ。
- 4) 同書、二二四ページ。
- 5) 同書、一五五ページ。
- 6) 同書、一九二ページ。
- 7) 同書、一三八ページ。
- 8) 同書、一三三ページ。
- 9) 同書、二二七ページ。
- 10) 同書、二二四ページ。
- 11) 同書、二二四ページ。
- 12) 河手竜海『日本塩業史』一四二ページ。

## II 多喜浜塩の商品化諸形態

安永二年、西多喜浜庄屋喜四郎が西条藩の多喜浜役所に差し出した「浜方の義に付御書附の御請書」によれば、古浜・東分・西分を合した多喜浜の年間売塩高は約八万俵と算定されている。これらの売塩の販売は販売地域によって、「沖売り」——領外売りと、「小売り」——領内売りに大別されるが、その大きな比重は「沖売り」にあった。いずれの場合も享保二二年以降は、塩田開発者である喜四郎系統の米屋と、他に升屋という二軒の産地問屋によって商品化された。

先ず商品化の形態を「沖売り」についてみると、それは入津してきた塩廻船との現銀販売と予約販売としての「入銀塩売り」に大別される。

最も一般的な形態である現銀販売は、二軒の産地問屋が塩廻船の入津を見張るためにそれぞれ所有している番船と塩廻船との交渉によって、どちらの間屋と取引するかが決定すると、塩廻船の船頭（船長）は問屋を通じて積荷の買付けを行なうために上陸する。問屋は船頭と仕成人との取引を斡旋する。販売価格は、浜惣代（仕成人代表）が直師（価格決定人）として、「取扱い元を究めずして世間の格を申立て」、世間価格に準じて決定される。浜惣代は、販売量を各仕成人に割賦して販売数量を整える。こうして、販売価格と販売数量が決定すると、手附銀と場書が取りかわされる。問屋に集められた塩俵は問屋直属の「塩廻し」によって容量・俵装の検査を受けた後、上荷船で廻船に積み込まれる。代金および諸掛りの物等の決済は現銀で行なわれ、販売代金は各々の仕成人に払い渡される。こうして一切の売買取引が済むと、問屋と塩廻船との間に仕切書が取りかわされる。次に示すものは、天保一二年に尾州野間の塩廻船との間にかわされた仕切書の一例である。

#### 塩買仕切

一 大俵貳千九百俵也

直段四匁貳分五厘かへ

才田仕舞

代銀拾貳貫三百貳拾五匁

外ニ

一口 貳百九拾目 口 錢

一口 七拾七匁貳分四厘 上荷簀

一口 貳匁 明神銀

ノ三百六拾九匁貳分四厘

合拾貳貫六百九拾四匁貳分四厘

右之通代銀目録江引入、此表無出入

相濟申付 以上

多喜浜

辨屋文作印

丑年

六月十八日

尾州野間

伊藤龜吉殿

近世後期における塩の流通と廻船商業活動(宋永國紀)

右によると、問屋口銭は塩俵一俵につき銀一匁の割合で計二九〇匁となっており、販売代銀の二%強である。「上荷賃」は廻船への積み込みのための運送賃であり、「明神銀」は多喜浜の明神への初穂料と考えられる。「才田仕舞」とあるのは、大俵塩を二分して齋田塩の俵装につめ換えて船積みしたことを示す。

多喜浜塩の塩廻船との現銀販売による商品化の過程はほぼ以上のようなものであるが、他の塩浜と同様に塩廻船の入津を促進するために、「喰塩」というリベートを塩廻船に与えている。開発後間もない享保一六年に、「喰塩」は大俵・小俵ともに大俵千俵につき五俵と定めている。しかし多喜浜のように浜数が少なく、地理的にも廻船の航路から辺僻な塩浜は、通常の喰塩の外に「貫塩」を塩廻船に与えることによって、その入津を促進しようとしている。それだけに塩業不況時には塩廻船の入津は減少し、滞貨増大して、問屋・浜惣代は売り込みのために廻船の集まる阿波・讃岐等の諸港へ商談に出かけねばならなかった。これは、「沖売り」のいま一つの形態である「入銀塩売り」である。

「入銀塩売り」はこの他、入津した顧客の塩廻船との間で成立することもあった。このような予約販売としての「入銀塩売り」は、零細な仕成人によって生産の大部分が行なわれていた塩業においては、簡便な経営資金の調達法であった。それだけに、それはさしあたっての生産継続のための、一種の窮迫販売という性格を持つものであった。しかも、零細な仕成人による前借りであるために、その保証として仕成人全員の共同責任による販売という形態をとらねばならなかった。そのため、有利な販売を求める富裕な地主の中には、このような販売面における「共同体規制」と対立する者も生じた。また、「入銀」を受け取った後、経営が破綻して絶株となった仕成人の負債は、残りの仕成人が共同負担している。すでに小作浜が塩業経営の半数以上を占めるようになっていた天明六年、絶株人七名の「入



銀」負債である銀三貫五四匁二分一厘を残り二四軒で負担している。<sup>13)</sup>

このような「入銀塩売り」は、過剰生産による塩業不振を背景とするものであり、他の十州塩田においてもみられる販売形態であった。<sup>14)</sup>しかし多喜浜のように、浜数が少なくそれほど高い名声を持たず、塩廻浜の入津も比較的にない塩浜においては、利益を考慮するよりも、給銀の前払や燃料費等のさしあたっての生産継続のための販売として、「入銀塩売り」の要請は一層強かった。

領内売りである「小売り」については、領内塩買船も他所塩買船同様に二軒の間屋を介して売買することを定め、<sup>15)</sup>塩浜の住民であっても一升以上の塩販売は「留め取り」にすることを約定している。<sup>16)</sup>

一方、藩は二軒の間屋を介して商品化された塩の数量を把握するために、塩浜に対して塩廻船との商取引をそのつど藩の浜役所へ切紙をもって報告することを義務づけている。例えば安永二年には、売買成立後惣代が販売数量・船籍・価格を認めた切紙を問屋へ渡し、それを問屋が浜役所へ届け出ることを義務づけ、売買不成立の場合もその事情を記した切紙を届け出ることを定め、また塩廻船の入津があった場合はそのつど口答で浜役所に伝えることを命じている。<sup>17)</sup>

このようにして藩は販売状況を確実に把握することによって密売を防ぎ、運上銀徴収の明確な基礎を持ち得たのである。この外、藩は浜役所に塩改役を置き、「浜仕成」を監視すると共に、商品の信用にかかわる「欠塩」や問屋を介さない「抜け売り」を厳重に取締った。<sup>18)</sup>

また他方において、藩は多喜浜塩が低価格に固定する化政期の文政五年には、<sup>19)</sup>八人の仕成人から八、〇〇〇俵の塩を買付け、仕成人らは翌年にも一万三、五〇〇俵余の「入銀塩」買上げを藩へ願い出ている。<sup>20)</sup>低塩価の塩業不況期に

藩が多量の塩を買付けたのは、塩浜運上銀・松葉、薪の燃料代銀・浜仕成銀および飯米の貸付等を通じて多量の現銀を塩業から吸収していた藩が、そのかぎりにおいて塩業を「保護」する必要を有したことに由来のものであろう。

多喜浜塩の販売機関である二軒の間屋は、この化政期の塩業不況期には合併営業を余儀なくされている。この合併営業の延長を求めた天保一年の「問屋場一軒に寄合営業仕度願」<sup>19)</sup>においては、問屋営業不振の原因を塩田の地場敷が悪くなり塩生産量が激減したこと、諸物価高騰によって雑費も増大し、また経営不振のために生産を中止する仕成人が出るたびに貸付銀の損失が生じ借財が増大すること等、多喜浜塩業生産自体の不振によるといっている。このような塩業不振が問屋営業を窮乏させていったことは、文政元年に問屋半五郎が「船手借用筋」返済のため、近在の豪農一名からの借銀一五貫を、自力ではなく惣浜引受けのもとに借銀していることにもその一端をうかがうことができる。<sup>20)</sup>

- 1) 天野、前掲書、二七一ページ。
- 2) 同書、二三八―四〇ページ。
- 3) 同書、二六九ページ。
- 4) 同書、二七〇ページ。
- 5) 西条藩では天明ころから現銀の使用を極度に制限し、掛屋という両替機関を設けて一種の銀札である藩札とひきかえ、ひきかえられた現銀は藩の領外支払いに使用された(岡、前掲書、七七ページ)。このような状態は塩田地帯においても同様であった(天野、前掲書、四〇二ページ)。
- 6) 愛知県知多郡美浜町、伊藤嘉七家文書、天保二年福宮丸「勘定差引帳」。
- 7) 天野、前掲書、四七ページ。
- 8) 同書、二六八ページ。
- 9) 同書、四三ページ。
- 10) 同書、一〇〇ページ。

- 11) 同書、三三二―四ページ。
- 12) 渡辺、前掲論文、二一九―二二二ページ。
- 13) 天野、前掲書、九三ページ。
- 14) 同書、三二七ページ。
- 15) 同書、二六四ページ。
- 16) 同書、一九四―五ページ。
- 17) 同書、前掲書、一一五―六ページ。
- 18) 天野、前掲書、四五九―六〇ページ。
- 19) 同書、五四一ページ。
- 20) 同書、四二三―四ページ。

### III 野間廻船

多喜浜塩の販売先および塩廻船の船籍地については、寛政二年の「大坂町御奉行所より浜師共御呼寄せに付、罷登り候者、塩浜諸事心得の覚書」の中に次の記述がみえる。<sup>1)</sup>

一、塩何国積廻し候やの事

勢州へ五歩、江戸へ三歩、北国へ二歩

一、塩積廻し候船、土地より相廻し候や、他所より相廻し候やとの事

所より積廻し候船ごぞ無く、残らず他所より買船に相廻し申、多く尾州、讃州、阿州、其外よりも少し宛相廻し候船々へ時々売切に仕り候

多喜浜には地元塩廻船は無く、多喜浜塩は主として尾張、讃岐、阿波等の塩廻船によって、伊勢へ五割・江戸へ

三割・北国へ二割の割合で積み出されている。多喜浜塩を領外市場と結びつけているのは、すべて他国の塩廻船である。

以下においては、化政期以降塩廻船としてたびたび多喜浜へ入津した尾張の野間廻船の概容を、廻船の船主であった伊藤嘉七家の文書によってみる。

尾張藩領において最も廻船業が発達したのは、知多半島の常滑、大野、野間等の伊勢湾に面した各地である。これらの知多半島の海岸線は、大部分単調な遠浅の砂浜であり、しかも西風を正面に受け、港としての地理的条件には恵まれていない。それにもかかわらずこの地方に廻船業が発達したのは、室町時代に知多半島の大野荘・内海荘を領有した一色氏以来の造船・航海術の伝統に遠因するものであり、宮(熱田)、常滑、野間地方の廻船は、すでに永禄年間<sup>3)</sup>にその存在が記録されているという。これらの地方の廻船は尾張藩の成立後は、船手奉行の配下である廻船総庄屋の支配下に置かれた。

野間地方に廻船業が興ったのは、一色村と小野浦においてであり、一色村の慶長一三年の水帳によれば、八六筆からなる屋敷地は一町四反余、中畠は八反二畝余であり、田地は皆無である。また天明六年の同村の「船数並入石御帳」によれば、船数八九艘のうち大船一〇艘、木船二九艘、いさば船一四艘、小漁船三六艘であり、船所有者数は六五名である。一色村は農業には依存せず、もっぱら廻船業と漁業を生業としていたと考えられる。

野間の廻船が十州塩を取り扱うようになったのは、天明年間の頃からといわれる。野間のいわゆる「千石船」と呼ばれた塩船の実数については、元治二年に二八艘存在したことを知り得るのみである。その後、明治二四年にも二七艘の塩廻船が存在していたが、明治三〇年代に衰亡するに至る。

第二表 「水主」乗船状況

出身地	水主名	文政3年	4	5	6	7
錦浦	庄 藏	○	○	○	2月～4月休△	7月～8月休△
野間	十 藏	○	8月まで乗船 △			
	伝 七			△ 4月より乗船	○	
野間	八三郎	○	○	○	○	○
	長 吉	2月まで乗船 △				
錦浦	藤 松	△ 9月より乗船	2月まで乗船 △			
野間	千四郎		△ 2月より乗船 6月まで乗船 △	○	○	○
錦浦	栄 吉	○				
野間	弥左衛門			△ 9月より乗船	○	○
野間	又四郎	○	○	○	○	○
錦浦	三太郎	○	○			
錦浦	三郎平			○	6月まで乗船 △	○
野間	忠 藏		△ 9月より乗船	○	○	○
	宇平治			△ 4月～9月乗船 △	2月～7月乗船 △	
小浜	由 松					
野間	万治郎					○
野間	友 藏		△ 9月より乗船			
野間	亀 吉					△ 7月より乗船

- (注) 1. 文化十五年「水主萬覚帳」より。  
 2. ○印は週年乗船、△印は途中乗下船。  
 3. 水主の職種は不明。

伊藤家は化政期には福吉丸と福宮丸という二艘の塩廻船を所有し、元治元年には新福吉丸を建造している。これらの船は尾張藩の御船手役所の統制下にあり、船鑑札を受けていた。鑑札表記石数は福吉丸二五〇石、福宮丸三四〇石、新福吉丸は一八八石である。このような廻船は主として知多半島対岸の伊勢で建造され、文久元年新造の新福吉丸は六七〇余両、慶応三年新造の福宮丸は一、一〇〇余両をかけて、伊

近世後期における塩の流通と廻船商業活動（末永国紀）

第三表 文政七年福吉丸「水主」給銀

水主名	前年給銀	前借回数	年間前借総額	給銀	たばこ銭	差引給銀	残
	両歩(錢)匁		両歩(銀)匁	両歩(銀)匁	(銅)匁	両歩(銅)匁	
庄 蔵	3 <sub>ト</sub> 13.77	6	5.1 <sub>ト</sub> 11.91	4.2	13.04		14.90
八三郎	2.3 <sub>ト</sub> 14.71	4	4.2 <sub>ト</sub> 14.50	4.3 <sub>ト</sub> 7.50	13.90	△2.2 <sub>ト</sub>	7.87
千四郎		4	2.2 <sub>ト</sub> 7.50				
弥左衛門	△0.1 <sub>ト</sub> 9.98	4	4.0 <sub>ト</sub> 7.50	4.3 <sub>ト</sub> 7.50	13.90	0.2 <sub>ト</sub>	3.92
又四郎	1.0 <sub>ト</sub> 6.14	7	4.2 <sub>ト</sub> 3.11	4.1 <sub>ト</sub> 5.00	13.90	1.0 <sub>ト</sub>	6.93
三郎平	6.2 <sub>ト</sub> 13.58	8	4.3 <sub>ト</sub> 13.66	4.3 <sub>ト</sub> 7.50	13.90	7.1 <sub>ト</sub>	6.32
忠 蔵	0.2 <sub>ト</sub> 4.72	4	4.0 <sub>ト</sub> 7.50	4.3 <sub>ト</sub> 7.50	13.90	1.2 <sub>ト</sub>	7.62
万治郎	10.00	6	3.2	4.1 <sub>ト</sub> 5.00	13.90	1.0 <sub>ト</sub>	13.90
龜 吉		3	1.1 <sub>ト</sub> 1.92	2.1 <sub>ト</sub> 9.00	6.40	1.0 <sub>ト</sub>	13.48

- (注) 1. 文化十五年「水主萬寛帳」より。  
2. △印は借銀勘定。

勢大湊の松崎屋与兵衛なる者によって建造されている。<sup>9)</sup>

また廻船の一般乗組員は「水主」と呼ばれ、野間廻船の乗組員はその職務によって次のように分かれている。<sup>10)</sup> 船頭(船長)、賄い(事務長)、表師(舵手)、碇さばき、若衆(水夫)、おやじ(賭長)、雑役夫。

伊藤家では廻船業の当初においては、船主自身が「直乗船頭」として乗船していたが、やがて子飼の「水主」の中から船頭を選び、それを「沖船頭」として航海、商品の買付け、販売の一切を委任するようになった。第二表は、福吉丸に船主嘉七が「直乗船頭」として乗船していた、文政三年から同七年までの「水主」の乗船状況である。「水主」の出身地は野間九名、廻船の寄港地である志摩の錦浦五名で大部分を占めている。毎年七〜八名がほぼ継続的に乗船している。

またこれらの「水主」の給銀を、状況の最もよく知れる文政七年についてみたものが第三表である。給銀は前借りであるが、一括して支払われるのではなく、「水主」の請求に応じて数度に分けて支払われ、その年の給銀と過不足算用されている。給銀に若干の差異があるのは職務によるものと考えられる。「たばこ銭」は一律に銀一三匁九分である。給銀と「たばこ銭」を合計した金額は、多い者で五両、少ない者でも四両

二歩余であり、同年の多喜浜の塩業労働の最熟練者である「大工」の二兩三歩余に比してかなりの高額である。<sup>11)</sup>

廻船の活動はほとんど通年であり、三〇〇〇四〇〇兩の資金を準備して、瀬戸内と関東の間を年間四〜五往復している。浦賀、神奈川、江戸への出入港の際には浦賀番所の積荷検問を受けた。左に示すものは、嘉永六年三月の浦賀番所の取締り高札に対する請書之控である。<sup>12)</sup>

差上申御請証文之事

一、御番所前江入津の節、碇ヲ下、搦艇ヲ抜い上、可奉御改受い事

一、下之節、米・酒・醬油・塩・ほう遠以綿・炭・薪・水油・味噌・木綿・魚油・材木・樟木三寸・瀬戸物・藍玉

・塩魚・檳柑・串柿・煙草・茶・其外於荷物積入申いハバ、少<sup>ニ</sup>も御改之節急度御断可上い、積荷物隠い事堅仕間敷い、尤御武家様方御荷物者委細御断可申上い事

一、御石錢之儀者、石拾石ニ付三文宛上下分合六文之積以、下之節上納可仕い、其外御改方ニ付少も入用相摺り不申い事

一、浦賀江揚い荷物有之いハバ、御改之節御断可申上い、浦賀迄之贈り荷物ハ送状差出掛御目可申い事

一、御改相済いハバ、印紙を付御改以前之船与紛敷無之様可仕い事

一、出戻り仕い節ハ、御改以前之船与不紛様、ま年ヲ上可申い事

一、御改已前、浦賀浜之漁船并ニ小宿之伝馬其外船々之伝馬共、元船江一切附申間敷い事

一、風様汐行ニ寄、浦賀江入津難相成、無是非御番所乗落い共、品々乗戻御改受可申い、風様悪敷乗戻候事相成兼いハバ、船着之浦<sup>ヲ</sup>飛脚ヲ以早々御注進可申上い事

一、於諸浦々ニ日和待仕内、船頭水主内病死変死等ニテ人数相減ハバ、其所より寺証文持参差上可申、沖合ニ而溺死等者着船之所よりは又証文取持参可仕事

一、惣而荷物積御共ニ其度々船宿ヲ以御断可申上事

一、御用之御荷物者勿論、御武家様方并ニ町人荷物とも濡損等出来仕ハバ、不隠其段船宿ヲ以御届可申上事

一、浦賀湊ニ長逗留仕間敷ハ、無抛義ニ付長逗留仕ハバ、其段船宿ヲ以御届可申上事

一、浦賀湊逗留之内、对船々江無心ケ間敷儀申もの、其外不法成事も有之ハバ、其段舟宿ヲ以御届可申上事

一、惣而何事ニ不寄船宿江承り合、間違無之様可仕事

一、登之節、少之荷物ニ而も江戸問屋之手形ニ書載可示事

一、上り便船上乗人増減水主別手形持参可仕候事

一、浦賀湊滞船之内、諸事相慎、火之元等随分大切ニ可仕候、惣而猥ニ元船江余人為乗組申間敷事

一、病人等有之、元船江医師乗申節、乗御共ニ船宿ヲ以御届可申上、夜中急病人御座ハ、船宿江相断医師

為乗ハバ、おろしハ節御断可申上事

一、諸国浦々ニ於て自然諸廻船難義仕事、又者非義之もの御座ハバ、御訴可申上事

右被 仰渡ハ趣逸々承知奉畏、尤御高札之表聊相背申間敷ハ、船頭乗代リハバ、其旨急度御断可申上、為後日御受証文差上申ハ依而如件

尾張国野間

嘉永六年 丑 三月廿四日 直乘 嘉七



## 船宿中間

茶川治兵衛

この請書によれば浦賀番所の船荷検問は、江戸湾入津時の下り荷を中心に行なわれている。下り荷は積荷をすべて申告し、上り荷は江戸問屋の手形に品名を記載すること、浦賀湊での荷物の積下しは船宿を通じて報告することを定めている。船の石錢については、一〇石に付出入津それぞれ三文ずつ、計六文を入津時に支払うことを定めている。出入津時の作法については、入津時は碇を下し搦を抜いて停船すること、検問が済めば印紙を船に張り、「ま年」を上げて抜錯すること等を定めている。また乗船人数の増減や、廻船への地元の間人、漁船、伝馬船の出入・接近についても詳しく取締り、その他諸事、船宿を通じて取締りを行なっている。

① 天野、前掲書「三三七ページ」。

② 伊藤家は化政期より廻船業に従事し、尾張藩の御用船として船子奉行から御用提灯を受け、同藩の御勝手元会計御用達を命じられ、藍子奉行を許されていた。同家は廻船業が衰退を始めると、同地の船主らと明治二九年に知多貯蓄銀行を創設している。

③ 『野間町史』六八ページ。

④ 同書、二四ページ。

⑤ 同書、七〇ページ。

⑥・⑦ 鶴本重業『日本食塩販売史』四七二ページ。

⑧ 金指正三『日本海軍積習史』によれば、繰札表記石数は課税の対象となる石数であり、実際の積石数から算行的に、乗組員の給金にあてる水主持あるいは諸道具や修理工費にあてる道具持を差引いた石数であるといわれている（同書、九ページ）。従って実際の積石数は繰札表記石数より大であったと考えられるが、その実数については尾張藩のこの非課税減量分の慣行が不明なので明らかでない。しかし乗組員が七、八名ということからすれば、最大限五百石程度と考えられる。塩廻船としては小型に属する。

⑨ 伊藤家所蔵文書、「文久元年福吉丸造船覚帳」・「慶応三年福官丸造船覚帳」。

⑩ 前掲、『野間町史』七六ページ。

近世後期における塩の流通と廻船商業活動（末永国紀）

1) 塩業労働の最高熟練者である「大工」庄蔵の給銀は西条藩の錢札(銀札)で四一〇匁である。これを銀に換算した一八二匁余を銀六四匁で換金すると二兩三歩一朱余となる。岡、前掲書、一五九ページ。錢札(銀札)と銀の比価については同書、七六ページ参照。

12) 伊藤家所蔵文書。

#### IV 野間廻船の商業活動と多喜浜塩の流通

前述のように、多喜浜における塩業生産は、封建領主の財政的必要からする生産、販売にわたる規制と監視のもとに、地主——小作仕成人——浜子による零細な小作経営を中心として展開した。このような塩田の小作浜化と、休業法実施後もなお続く塩田開発による過剰生産傾向を背景とする塩販売の停滞は、産地問屋をも困窮させ、生産者、産地問屋ともに窮乏化しているのが多喜浜の特徴である。

このような状況の下に生産された多喜浜塩は、塩廻船によってのみ領外市場と結びついていた。したがって産地問屋——塩廻船——販売地問屋という販売経路による多喜浜塩の流通は、産地問屋——塩廻船の商取引および塩廻船——販売地問屋の商取引の数量的実態を示す塩廻船の「売買仕切帳」の分析によってもその一端をうかがうことができ、また産地問屋——塩廻船——販売地問屋という塩流通上の担い手の相互関係も明らかにされ得よう。

史料は伊藤家廻船の仕切帳のうち、多喜浜塩を買積んだことの判明する天保六年より慶応二年に至る幕末期三〇年間の「売買仕切帳」である。仕入・販売時の単価と問屋口銭を主とする売買諸経費を中心に考察していくことにする。

#### (一) 下り塩買仕切

伊藤家の廻船が多喜浜塩を下り荷として買積んだことを示す仕切帳が残っているのは、天保六年の福吉丸、同七年

の福宮丸、同一二年の福宮丸、同一四年の福宮丸、弘化三年の福吉丸、嘉永四年の福吉丸、文久三年の福吉丸、慶応二年の福吉丸、計八ヶ年分の仕切帳である。年間の仕切帳は廻船一艘につき四〜五冊である。前記八ヶ年分のうち、その廻船の通年の仕切状況を知り得るのは、天保六年、同一二年、嘉永四年、慶応二年の四ヶ年分である。その他の年度分は部分的に知り得るのみである。

第四表は、これら八ヶ年分の各々の廻船の下り荷買仕切帳を、塩を中心に集計したものである。分塩は大俵塩（五斗二〜三升入）を二俵に分けて船積みしたものである。齋田塩、新齋田塩は大俵塩の半分を一俵として俵装したものであるから、分塩と等しい容量である。分塩、齋田塩、新齋田塩は俵装による呼称の違いのみであり、容量、品質に変わりはない。以下、第四表の各項について順次検討していくことにする。

**仕入地** 野間廻船の塩買漬み地は、多喜浜をはじめ、撫養・答嶋等の阿波地方および竹原、瀬戸田、伊予波止浜、讃岐の坂出・生嶋、赤穂等の瀬戸内中部以東の塩田地帯である。買積み塩の品目も、多喜浜塩の場合は分塩か新齋田塩であり、その他の地方の産塩も同容量・品質の齋田塩、分塩、新齋田塩である。（嘉永四年の竹原塩は大俵塩であるが、比較の便宜上、分塩に換算して掲示した。）

**仕入単価** 全体としての傾向は、いずれの塩浜の単価も逐年上昇している。天保六、七年の分塩一俵の単価は銀一匁台であり、嘉永四年になると二〜三匁台となり、文久二年の多喜浜塩は六・八匁、慶応二年には一二匁余にも騰貴し、文久以後の騰貴は著しい。この塩価の上昇を他の物価との関連において考察するために、第五表として大阪米相場の文政元年より慶応三年に至る五〇年間の米価表を掲げる。諸物価変動の中心である米価は、天保年間より次第に上昇を示し、弘化・嘉永期になると文政初期の一石当り銀三〇〜五〇匁台から二倍の七〇〜一〇〇匁余に上昇し、文

買仕切

諸仕入経費B	塩仕入費C (A+B)	運賃積とその他積載品仕入額D	総仕入費E (C+D)
両歩朱(銀)匁 1.2.2ト 0.00	両歩朱(銀)匁 126.1.2ト 0.75	尾道にて京城鉄・備後表・敷薩 35両1歩3朱ト(銀)2匁34	両歩朱(銀)匁 161.3.1ト 3.09
5.1.2ト 1.80	132.0.1ト 2.80	尾道にて京城鉄・備後表・青菴 96両3歩ト(銀)8匁30	228.3.1ト 11.10
24.3.3ト 1.85	137.1.3ト 3.90		137.1.3ト 3.90
6.2.2ト 7.16	99.1.2ト 1.51	尾道・丸亀にて青菴 75両1歩1朱ト(銀)5匁00	174.2.3ト 6.51
26.2.0ト 2.88	151.0.2ト 2.26		151.0.2ト 2.26
6.0.0ト 7.47	162.1.0ト 3.35		162.1.0ト 3.35
31.0.0ト 15.79	197.3.0ト 7.04		197.3.0ト 7.04
25.0.1ト 0.35	151.0.1ト 0.35	撫養にて米459俵 211両1歩2朱ト(銀)4匁79	362.1.3ト 5.14
6.1.0ト 10.77	142.2.0ト 14.17		142.2.0ト 14.17
7.3.0ト 0.28	170.0.0ト 3.98		170.0.0ト 3.98
36.2.0ト 10.16	247.0.0ト 4.46		247.0.0ト 4.46
7.0.0ト 5.04	199.2.2ト 2.04		199.2.2ト 2.04
8.1.0ト 10.17	156.0.0ト 5.97		156.0.0ト 5.97
2.2ト 4.40	205.2.0ト 2.40		205.2.0ト 2.40
7.0.2ト 3.40	183.3.2ト 1.40	土佐半紙・青菴(仕入地不明) 46両2朱ト(銀)7匁20	230.0.0ト 8.60
1.1.0ト 2.61	191.0.2ト 0.68		191.0.2ト 0.68
8.0.0ト 5.36	189.1.0ト 6.76	尾道にて新備後表、多喜浜にて棕櫚皮 91両1歩2朱ト(銀)9匁66	280.3.2ト 0.42
1.2.0ト 7.22	326.3.0ト 6.00		326.3.0ト 6.18
7.1.2ト 5.60	223.0.0ト 2.48		223.0.0ト 2.48
8.0.0ト 4.00	261.2.0ト 5.00		261.2.0ト 5.00
1.2.2ト 5.27	282.0.2ト 6.12		282.0.2ト 6.12
9.2.3ト 7.40	261.1.0ト 7.40	江戸へ早嶋表170束と米40表の運賃積	261.1.0ト 7.40
9.1.3ト 1.05	633.1.3ト 0.33	尾道にて江戸へ表195丸の運賃積と 青菴 254両3歩ト(銀)2匁40	888.0.3ト 2.73
2.3.2ト 0.00	655.3.3ト 2.78	多度津と兵庫にて白砂糖 817両3歩2朱ト(銀)2匁88	1,473.3.1ト 5.66
47.2.0ト 3.25	829.3.0ト 0.75	阿波にて白砂糖・煙草・棕櫚皮 紀州大崎にてロウソク・傘・棕櫚皮 1,226両2歩2朱ト(銀)3匁62	2,056.1.2ト 4.37
13.2.2ト 6.73	1,051.0.2ト 3.51	尾道より江戸へ表264丸の運賃積	1,051.0.2ト 3.51

寛帳(2冊)、天保十二年福宮丸「勘定差引帳」(4冊)、天保十四年「勘定差引帳」(1福吉丸「売買勘定帳」(2冊)・「指引勘定帳」(1冊)、文久三年福吉丸「売買仕切帳」(1

残り900匁は単価1.65匁の買足し分である。表出の単価はこの平均単価である。同様に天保は単価2.58匁の買足し分である。表出の単価はこの平均単価である。

第四表 下り塩

仕入年	月	仕入地	品目	数量	単価 (1匁) 匁(銭)	金額比 (1匁) (銭)匁	仕入価額A 両歩(銭)匁
天保5年 6	11	瀬戸田	分塩	4,500	1.725	64.6	124.3.0 ↓ 0.75
	1	多喜浜	〃	4,500	1.802	64.0	126.2.3 ↓ 1.00
	3	阿波撫養	斉田塩	4,600	1.600	65.4	112.2.0 ↓ 2.05
	4	瀬戸田	分塩	4,100	1.460	64.6	92.2.0 ↓ 10.50
	8	阿波撫養	斉田塩	4,500	1.800	65.0	124.2.0 ↓ 7.50
	9	波止	分塩	4,600	2.190	64.5	156.0.0 ↓ 12.00
7	1	阿波答嶋	斉田塩	5,700	1.900	65.0	166.2.0 ↓ 7.50
	2	阿波撫養	〃	4,550	1.800	65.0	126.0.0 ↓ 0.00
	5	多喜浜	分塩	5,528	1.550	64.0	136.1.0 ↓ 3.40
	7	竹原	分塩	5,700	1.845	64.8	162.1.0 ↓ 3.70
12	3	阿波答嶋	斉田塩	5,800	2.300	63.4	210.1.0 ↓ 10.15
	5	多喜浜	分塩	5,800	2.125	64.0	192.2.0 ↓ 5.00
	7	竹原	〃	5,300	1.650	64.8	147.2.0 ↓ 12.00
14	3	○	分塩	5,700	2.300	64.0	204.3.0 ↓ 6.00
	5	多喜浜	〃	5,800	1.950	64.0	176.2.3 ↓ 2.00
弘化3	5	坂出	分塩	6,200	1.950	64.5	189.3.0 ↓ 6.13
	7	多喜浜	〃	6,136	1.900	64.0	181.1.0 ↓ 1.40
嘉永3 4	12	阿波撫養	斉田塩	5,800	3.500	64.2	325.0.2 ↓ 6.98
	4	竹原	分塩	5,900	2.375	65.0	215.2.0 ↓ 5.00
	7	多喜浜	〃	5,900	2.750	64.0	253.2.0 ↓ 1.00
	8	坂出	新斉田塩	5,800	3.120	64.0	280.2.0 ↓ 0.85
	11	赤穂	分塩	3,500	4.600	64.0	251.2.1 ↓ 0.00
文久3	10	多喜浜	新斉田塩	5,600	6.800	64.0	623.3.3 ↓ 3.28
慶応2	1	讃岐生嶋	新斉田塩	5,654	7.450	64.5	653.0.1 ↓ 2.78
	3	阿波答嶋	斉田塩	5,500	12.800	90.0	782.0.0 ↓ 20.00
	11	多喜浜	新斉田塩	5,400	12.296	64.0	1,037.1.0 ↓ 12.78

- (注) 1. 天保六年福吉丸「萬覚帳」(6冊), 天保七年福吉丸「勘定差引帳」(1冊), 「萬冊」, 「勘定指引帳」(1冊), 弘化三年福吉丸「大酒仕切帳」(2冊), 嘉永三年冊), 慶応二年福吉丸「売買仕切勘定差引帳」(1冊)・「売買仕切帳」(2冊)より。  
 2. 天保六年の多喜浜分塩4,500匁のうち, 3,600匁は単価1.8匁の「入銀塩」であり, 七年の竹原分塩5,700匁のうち5,200匁は単価1.76匁の「入銀塩」であり, 残り500匁  
 3. 嘉永四年の竹原塩は大俵塩2,950匁であるが, 分塩に換算して表示した。  
 4. ○印は不明。

第五表 大阪米相場

	米1石 (銀・匁)		米1石 (銀・匁)		米1石 (銀・匁)
文政 1	47.4~58.6	6	97.1~88.7	5	72.8~85.0
2	39.9~53.1	7	81.2~146.7	6	86.5~105.7
3	37.4~51.8	8	87.4~252.7	安政 1	75.5~105.0
4	48.1~59.0	9	85.3~127.0	2	68.8~81.3
5	45.5~61.7	10	60.4~110.7	3	71.7~84.7
6	55.7~64.0	11	55.8~85.4	4	77.6~102.4
7	56.7~62.9	12	59.4~75.4	5	102.0~135.9
8	55.3~73.5	13	59.4~79.7	6	106.2~117.2
9	53.3~83.6	14	62.8~82.0	万延 1	112.2~173.0
10	53.0~60.2	弘化 1	67.6~78.4	文久 1	112.4~215.3
11	54.7~85.3	2	73.3~97.5	2	116.5~174.2
12	65.8~94.4	3	71.8~101.6	3	140.0~190.3
天保 1	68.4~85.3	4	75.0~87.7	元治 1	134.3~301.0
2	66.8~86.5	嘉永 1	80.1~91.0	慶応 1	215.4~427.8
3	68.4~74.1	2	82.0~100.5	2	445.6~1,467.4
4	97.1~118.9	3	97.9~161.8	3	528.1~1,434.7
5	68.5~134.0	4	76.2~150.9		

(注) 高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』p. 1158より。

久年間には三、四倍の一〇〇〇〜二〇〇匁台に騰貴し、慶応年間には四〇〇〜一、四〇〇匁台にまで騰貴している。文久以後の騰貴はとくに急激である。

工業面への塩需要が皆無であり、その需要のほとんどが食塩類であるこの期の塩価には需要面からの刺激は考えられない。したがって幕末期における産地問屋と塩廻船の取引単価の上昇・騰貴は、生産地に有利な塩価そのものの上昇・騰貴ではなく、米価を中心とする諸物価騰貴に塩価が追随したものとみることが出来る。

また、他浜産塩との比較における多喜浜塩の単価の傾向をみるために、各塩田のうち最もコンスタントに仕入単価を知り得る撫養・答嶋の阿波産塩と多喜浜塩を比較する。天保六年は、多喜浜塩の「入銀塩」単価一・八四匁と現銀取引単価一・六五匁に対して、阿波産塩は一・六〇匁と一・八〇匁でありほぼ同価格である。しかし天保七年は、多喜浜塩の一

・五五匁に対して阿波産塩は一・九〇匁と一・八〇匁であり、嘉永四年は二・七五匁に対して三・五〇匁、慶応二年は一・二・三〇匁に対して一・二・八〇匁である。季節的変動を考慮しても、多喜浜塩は他浜産塩に比して同容量・品質にもかかわらず若干廉価である。塩廻船との商取引における生産地多喜浜の劣位をみる事ができる。

諸仕入経費 塩仕入に際して、廻船が買積地において支出した諸仕入経費の内訳を、天保六年の仕切帳のうちから多喜浜塩買仕切によって例示する。

買仕切

一 多喜浜大俵千八百俵 入銀

三匁六分八厘替

代銀六メ六百貳拾四匁

一 同大俵四百五拾俵 買たし

三匁三分替

代銀老貫四百八拾五匁

外ニ

一 貳百貳拾五匁 口せん

一 貳拾六匁八分 上荷賃

一 貳匁 明神銀

一 三拾八匁 煙草材木代

近世後期における塩の流通と廻船商業活動(末永国紀)

小メ式百九拾壹匁八分二厘

合銀八貫四百匁八分式厘

此金百三拾壹兩壹歩ト七分五厘

一金式歩 問屋茶礼

一 一朱ト式匁 見せ祝儀

一 金壹歩 小宿祝儀

メ金百三拾式兩一朱ト式匁七分五厘

口錢・上荷賃・明神銀の通常の経費の外に、船底燻焼のための費用とも思われる銀三八匁が加算されている。他に諸入費として問屋茶礼・見せ祝儀・小宿祝儀を支出している。いずれの年の仕切帳においても、口錢・上荷賃・明神銀の三種は銀、茶礼・諸祝儀は金で記載されている。口錢、上荷賃は買積みの俵数によって変動するが、その他の諸経費については各回ともほぼ同額である。これらの諸仕入経費中では口錢の割合が最も大きく約八割を占めている。

第四表B項の諸仕入経費額は、これらの塩仕入時の諸入費を合計したものである。口錢を中心とする諸仕入経費は、産地問屋の受取りとなるものであるから、この額の動向は生産地と廻船との関係を数量的に最もよく表わすものといえる。しかし天保五年の瀬戸田分塩、同一四年の分塩五、七〇〇俵、弘化三年の坂出分塩、嘉永三年の撫養斎田塩、同四年の坂出新斎田塩、慶応二年の讃岐生嶋塩については何故か仕切帳にも口錢の記載がなく、これらの仕入塩の諸仕入経費は二兩以下の少額である。また、撫養・答嶋の阿波産塩の諸仕入経費が嘉永三年を除いて二五兩以上の多額となっているのは、「出自代」・「御納銀」等の他浜にはみられない項目が支出の八割を占めているからである。従って、



諸仕入経費の内訳記載が統一されている多喜浜塩のみについて考察する。

第四表B項によると多喜浜塩の諸仕入経費は、天保六年では五兩余であるが、同一四年頃には買積数量が一、〇〇〇俵増加したこともあって七兩余となり、文久三年には九兩余、そして慶応二年には一三兩余に増大している。しかし銀一匁台から一二匁台にも騰貴した塩価に比して、その上昇の程度は非常に低く、幕末期の物価騰貴が諸仕入経費にスライドし得ていない。第六表は、諸仕入経費中約八割を占める多喜浜産地問屋の純収入である口銭の、塩販売額Aに対する比率を求めたものである。これによると、天保六年から弘化三年までは二・四〜三・二％であるが、嘉永四年になると一・八％、文久三年および慶

第六表 産地問屋口銭比率

年	%
天保6	2.8
7	3.2
12	2.4
14	2.6
弘化3	2.6
嘉永4	1.8
文久3	0.7
慶應2	0.6

困窮を一層促進したであろうことも否定できない。

他方、廻船は、一般的な生産過剰を背景とする塩業不況と滞貨に悩む多喜浜塩の買積みにおいて、「世間の価格」に抛って若干廉価に決定される塩価と問屋口銭を中心とする仕入経費の相対的低下にみられるように、有利な商取引の位置にある。また、文化一五年より記載の始まる「直乗船頭」嘉七の「よろ津覚帳」の文政一〇年の項に、次の記録がみえる。

亥七月廿八日 多喜浜かし

近世後期における塩の流通と廻船商業活動（末永國紀）

一 金百両也 米屋代助

但し十一月まで耆割利足

十二月より入銀塩代

七月に一割の利子を付けて貸付けた一〇〇両を、一二月には「入銀塩代」としている。このような金融関係も、産地問屋に対する廻船の立場を有利にしたことも否めない。

次に、下り荷の積載状況より、廻船の下り荷全体を検討しておくことにする。

第四表D項によると運賃積みは、江戸まで運送した嘉永三年一月の「早嶋表」一七〇束と米四〇俵、文久三年一月の「表」一九五丸、慶応二年一月の「表」二六四丸の三回のみであり、他はすべて買積み商品である。下り荷の品目については、下り航海二六回のうち、塩のみを積載した場合が一五回であり、その他の場合でも慶応二年を除いて、下り荷総仕入額のうち塩仕入費が過半を占める。塩以外の積荷は、尾道を中心に東城鉄・青蓮・表・米等の雑貨類を時折買積んでいる程度であるが、慶応二年になると雑貨の種類が増加し、讃岐・阿波の白砂糖、煙草、蠟燭、傘、棕櫚皮等まで買積み、雑貨仕入額も塩のそれを上回っている。しかし全体的に、なお下り荷に占める塩の比重は大きく、それは野間廻船を「塩廻船」と呼ぶにふさわしいものである。

(二) 下り塩売仕切

下り塩の販売状況をみるために、前述の八ヶ年分の下り荷売仕切を、塩を中心に第四表と対応して集計したものが第七表である。

販売地

多喜浜塩をはじめ、野間廻船によって運送された十州塩の販売地は、下り二六航海のうちで、浦賀の一

一回が最も多く、次いで江戸の六回、神奈川の五回、沼津二回、清水一回である。ほとんど浦賀、江戸、神奈川において販売されている。浦賀、神奈川で販売された塩は関東各地へ再移出されたものと思われるが、詳細は不明である。江戸の塩流通については後に略述する。

**販売単価** 下り塩販売単価全体としての傾向は、天保六年の一兩につき分塩二〇俵台から天保一二年、嘉永四年の一〇俵台へと上昇し、文久三年、慶応二年になると五俵前後に騰貴している（関東は金建経済圏であるため、仕切帳の各項目はすべて金単位で記されている）。時代が降るにつれて上昇・騰貴し、とくに文久以後急激に騰貴する販売単価は、先にみた仕入単価と同一傾向を示している。この販売地における販売単価の上昇・騰貴も仕入単価のそれと同様に、米価を中心とする諸物価の上昇・騰貴の反映したものと考えられる。

また、最も販売回数が多い浦賀、江戸、神奈川における多喜浜塩と阿波産塩の販売単価を比較すると、天保六年は一兩につき多喜浜分塩二七・二俵に対して阿波産塩は二五・二俵、二一・四俵である。以下同じく、天保七年は二六・五俵に対して二二・二俵、二〇・六俵、天保一二年には一八俵に対して一四俵、嘉永四年には一七・九俵に対して一四・二俵、慶応二年は四・五俵に対して五・五俵である。一貫して阿波産塩が多喜浜塩より高く評価されている。慶応二年は多喜浜塩の方が高くなっているが、この年は物価騰貴が激しく、多喜浜塩は阿波塩よりも半年遅く販売されているから、その他の年の傾向に背馳するものではない。すなわち、多喜浜塩は他浜産塩に比較すると、その販売単価は産地での取引単価と同じく若干廉価に評価されている。

**諸販売経費** 廻船が塩販売のために支出した諸販売経費の内訳を、天保七年の神奈川における多喜浜塩の売仕切について例示する。<sup>5)</sup>

売 仕 切

純売上価額H (F-G)	収 益 I (H-C)	その他積載品販売収益と運賃収益
両歩朱 (銀) 匁 175.2.1 2.04	両歩朱 (銀) 匁 49.0.3 1.29	尾鷲・浦賀にて東城鉄・備後表・敷座販売 9両0歩3朱ト (銀) 0匁86
159.1.1 0.22	27.0.3 1.17	江戸・浦賀にて東城鉄・備後表・青蕨販売 7両3歩2朱ト (銀) 2匁53
172.2.0 3.97	35.0.0 3.82	
138.0.0 14.60	38.2.2 13.09	浦賀にて青蕨販売 1両1歩0朱ト (銀) 2匁95
198.0.0 4.62	46.3.2 2.36	
169.1.2 6.00	7.0.2 2.65	
248.1.0 10.48	50.2.0 3.44	
201.0.0 1.79	49.3.3 1.44	江戸にて米459俵販売 3両2歩0朱ト (銀) 4匁23
204.3.0 4.12	62.0.0 4.99	
4.0.0 0.00	422.2.0 14.34	
538.3.0 3.32		
309.0.0 12.74	62.0.0 8.23	
312.1.0 12.00	112.2.2 9.96	
281.1.3 1.47	190.3.0 5.23	
65.2.0 0.45		
247.1.2 8.60	41.3.2 6.20	
268.3.2 5.62	85.0.0 4.22	土佐半紙 (販売地不明)・下田にて青蕨販売 2両1歩2朱ト (銀) 3匁75
251.3.2 3.44	60.3.0 2.76	
275.2.0 11.75	86.1.0 4.99	浦賀にて備後表180束・棕櫚皮5,600枚販売 9両1歩0朱ト (銀) 1匁64
395.1.0 8.66	68.2.0 2.66	
341.2.0 6.13	118.2.0 3.65	
318.3.0 7.12	57.1.0 2.12	
348.1.0 7.77	66.0.2 1.65	
314.3.2 3.50	53.2.0 3.60	早嶋表170束と米40俵の運賃 16両3歩0朱ト (銀) 0匁00
1,119.1.2 1.95	485.3.3 1.62	表195丸の運賃 38両0歩2朱ト (銀) 3匁31
784.2.2 2.06	128.2.2 3.03	江戸にて白砂糖販売 394両3歩0朱ト (銀) 14匁35
931.1.0 13.17	101.2.0 12.42	江戸にて白砂糖・煙草・ローソク・傘・棕櫚皮販 売193両2歩0朱ト (銀) 6匁17
1,159.3.0 10.22	108.2.2 6.71	表264丸の運賃 73両0歩0朱ト (銀) 3匁63

第七表 下り塩

販売年	月	販売地	品目	数量	単価 (1石)	販売価額 F	諸販売経費 G
天保6年	○	浦賀	瀬戸田分塩	4,500	24.7	182.0.0 <small>河歩朱(誤) 匁</small> 11.17	6.1.3 <small>両歩朱(級) 匁</small> 9.13
	○	〃	多喜浜分塩	4,500	27.2	165.1.0 <small>匁</small> 11.47	5.3.3 <small>匁</small> 11.25
	3	〃	撫養斉田塩	4,600	25.2	182.2.0 <small>匁</small> 2.88	9.3.3 <small>匁</small> 2.16
	5	〃	瀬戸田分塩	4,100	28.5	143.3.0 <small>匁</small> 6.58	5.2.0 <small>匁</small> 6.98
	9	〃	撫養斉田塩	4,500	21.4	210.1.0 <small>匁</small> 1.82	12.0.0 <small>匁</small> 12.20
	10	清水	波止分塩	4,350	24.9	174.2.0 <small>匁</small> 2.90	5.0.0 <small>匁</small> 4.40
7	1	浦賀	答嶋斉田塩	5,695	22.2	256.2.0 <small>匁</small> 1.89	8.0.0 <small>匁</small> 6.41
	3	江戸	撫養斉田塩	4,550	20.6	220.3.0 <small>匁</small> 0.81	19.2.0 <small>匁</small> 14.02
	5	神奈川	多喜浜分塩	5,628	26.5	212.1.0 <small>匁</small> 7.64	7.2.0 <small>匁</small> 3.520
	8	尾鷲引本浦	竹原分塩	60	15.0	4.0.0 <small>匁</small> 0.00	0
	9	浦賀	〃	5,640	9.3	503.1.0 <small>匁</small> 12.10	17.2.0 <small>匁</small> 8.78
12	4	江戸	答嶋斉田塩	5,800	14.0	341.2.0 <small>匁</small> 4.14	32.1.0 <small>匁</small> 6.40
	6	浦賀	多喜浜分塩	5,800	18.0	322.0.0 <small>匁</small> 13.33	9.3.0 <small>匁</small> 1.33
	8	沼津	竹原分塩	4,700	16.0	293.3.0 <small>匁</small> 0.00	12.1.0 <small>匁</small> 2.28
	9	沼津江の浦	〃	1,100	16.2	67.2.0 <small>匁</small> 14.64	2.0.0 <small>匁</small> 14.19
14	4	○	○分塩	5,700	○	○	○
	6	神奈川	多喜浜分塩	5,800	21.0	276.0.0 <small>匁</small> 13.43	7.0.2 <small>匁</small> 7.81
弘化3	6	神奈川	坂出分塩	6,200	24.0	258.1.0 <small>匁</small> 5.00	6.1.2 <small>匁</small> 1.56
	8	浦賀	多喜浜分塩	6,180	21.7	282.3.0 <small>匁</small> 0.90	7.0.0 <small>匁</small> 4.15
嘉永4	1	浦賀	撫養斉田塩	5,300	14.2	408.1.0 <small>匁</small> 12.04	13.0.0 <small>匁</small> 3.38
	5	沼津	竹原分塩	5,900	16.9	349.0.0 <small>匁</small> 6.74	7.1.2 <small>匁</small> 8.11
	8	神奈川	多喜浜分塩	5,900	17.9	329.0.2 <small>匁</small> 6.53	10.1.0 <small>匁</small> 6.91
	11	江戸	坂出分塩	5,300	16.1	360.1.0 <small>匁</small> 10.71	12.0.0 <small>匁</small> 2.94
	5	〃	赤穂分塩	3,499	10.5	332.1.0 <small>匁</small> 9.30	17.1.2 <small>匁</small> 5.80
文久3	11	江戸	多喜浜分塩	5,600	4.7	1,200.0.0 <small>匁</small> 0.00	80.1.2 <small>匁</small> 13.05
慶応2	2	神奈川	生嶋斉田塩	5,654	7.0	807.2.0 <small>匁</small> 12.86	22.3.2 <small>匁</small> 10.80
	4	江戸	答嶋斉田塩	5,499	5.5	995.0.2 <small>匁</small> 0.14	63.2.2 <small>匁</small> 1.97
	12	浦賀	多喜浜分塩	5,400	4.5	1,194.2.0 <small>匁</small> 11.42	34.3.0 <small>匁</small> 1.20

(注) 1. 史料は第四表に同じ。  
2. ○印は不現。

売仕切之事

一 多喜分五千六百廿八俵

兩二十六俵五分かへ

代金貳百拾貳兩壹歩ト七匁六分四厘

金五兩壹歩ト三匁五分六厘 口せん

引込金貳百七兩ト四匁八厘

右之通神奈川売御座い

元金引残り

六拾四兩壹歩ト五匁七分壹厘 徳分

一金貳歩貳朱 神奈川茶礼

一金三朱 見せ下女祝儀

一々貳朱ト 小や登祝儀

一々貳歩三朱ト 四百八文 浦賀御番所料

一 七百文 下リ引船ちん

五月晦日

一 三百文 登り引船ちん

一金壹歩貳朱 茶礼

第八表 販売地間屋口銭比率

(%)

年	販売地	浦賀	江戸	神奈川	沼津	清水
天保6	瀬戸田塩	2.5				波止塩 2.3
	多喜浜塩	2.4				
	撫養塩	2.5				
	瀬戸田塩	2.4				
	撫養塩	2.5				
	7	答嶋塩	2.5	撫養塩 5.2	多喜浜 2.5	
		竹原塩	2.5			
	12	多喜浜塩	2.5	答嶋塩 5.0		竹原塩 2.8
					竹原塩	2.4
	14				多喜浜塩 2.0	
	弘化3	多喜浜塩	2.5		坂出塩 2.0	
	嘉永4	撫養塩	2.5	坂出塩 0.8	多喜浜塩 2.4	竹原塩 1.6
5			赤穂塩 0.8			
文久3			多喜浜塩 5.2			
慶応2	多喜浜塩	2.5	答嶋塩 5.2	生嶋塩 2.5		

近世後期における塩の流通と廻船商業活動(末永国紀)

小以メ金貳兩ト②卷メ七百八文

銀拾四匁九分六厘

又引残ハ

金六拾貳兩ト五匁七分五厘

分塩五、六二八俵の販売において廻船は、販売価額の約二・五%にあたる五兩一步余の口銭を支払い、外に問屋茶礼、諸祝儀、上り下りの引船賃、浦賀御香所料を問屋へ支払って、諸販売経費として計七兩二歩ト銀三匁五分二厘を支出している。この諸販売経費のうち、最も大きな割合を占めるものは口銭であり、この場合は約七割を占めている。

口銭を中心とする諸販売経費額を第七表によってみると、嘉永四年の江戸における販売を除いて、ほとんどの販売地において塩価の上昇に応じて増加している。廻船と販売地問屋との取引関係を数量的に最もよく表わす口銭の動向によって、この点をさらに明らかにするために、各販売地における販売価額Fに対する口銭の割合を第八表に掲げ

る。これによると浦賀問屋・神奈川問屋の口銭は、ほとんど二・五%余に固定している。江戸問屋の口銭は諸販売地のうちで最も高く、天保七年は五・二%、同一二年四月五・〇%であるが、嘉永四年一月と同五年一月は共に〇・八%に低下し、文久三年、慶応二年には再び五・二%に復している。

江戸問屋における嘉永四、五年の口銭比率の低落は、株仲間解放が天保一二年一二月であり、問屋仲間組合再興令が嘉永四年三月であることを考えるとき興味深いものがある。この口銭低落現象は再興令発布の十ヶ月後のことであるが、それは問屋仲間組合再興による流通組織の再編が整わないうちの、従って株仲間解放後の一〇年間の状況の一端を示していると考えられる。江戸問屋の口銭比率が株仲間解放後急落し、再興後の文久三年、慶応二年には再び株仲間解放以前に復しているということは、他面において、問屋仲間組織を背景とする江戸問屋の、塩販売における特権的地位を明らかに示すものであろう。

このように、江戸問屋に特徴的にみられる特権的地位を背景として、江戸・浦賀・神奈川等の販売地問屋は、幕末の物価の上昇・騰貴を、自己の手数料取得である口銭を中心とする諸取引経費（廻船の諸販売経費）のなかにスライドさせ得る力を有したのである。これを、前述した多喜浜産地問屋の口銭が漸次低落していることと比較するとき、塩流通における販売地問屋の明らかな優位をみる事ができる。

下り塩販売収益 第七表の下り塩の販売収益額Iをみると、塩価の上昇、俵数の差異を考慮しても、収益額は天保六年一〇月の七両余から天保七年九月、文久三年一二月の四〇〇両以上の収益に至るまで、大幅な変動を示している。従って、ここでは廻船の通年の販売状況を知り得る天保六年、同一二年、嘉永四年、慶応二年における下り塩収益について考察する。下り塩の年間収益総額は、天保六年二〇四両余、同一二年三六五両余、嘉永四年三六四両余、



第九表 下り塩収益率 (I/C)

(%)

年・船	販売地	浦賀	江戸	神奈川	沼津	清水
天保6年・福吉丸	瀬戸田塩	39				波止塩 4
	多喜浜塩	21				
	撫養塩	26				
	瀬戸田塩	39				
	撫養塩	31				
天保12年・福宮丸	多喜浜塩	56	答嶋塩 25		竹原塩 122	
嘉永4年・福吉丸	撫養塩	21	坂出塩 23	多喜浜塩 22	竹原塩 53	
			赤穂塩 20			
慶応2年・福吉丸	多喜浜塩	10	答嶋塩 12	三浦塩 20		

慶応二年三三九兩余であり、ほぼ三五〇兩前後の収益である。さらに、各年の下り塩の収益動向をみるために、第四表の塩仕入費Cで第七表の収益Iを除した収益率を第九表に示す。四—一二二%におよぶ下り塩収益率の変動は、そのまま買積経営による塩販売の投機性の一端を示している。しかし、最も販売回数が多い浦賀・江戸・神奈川についてみると、かなりの変動をとめないながらも、収益率は二〇%台を中心として、物価購買の最も激しい慶応二年には平均的に最も低くなっている。

(三) 上り荷売買仕切

ところで、右にみてきた塩を主要な買積み商品とする下り荷に対して、返り荷||上り荷はどのような状況であったであろうか。下り荷に対応する上り荷を検討することによって、野間廻船の全体としての商業活動を明らかにするために、上り荷の売買仕切について簡単にみておこう。

第十表は、廻船の通年の商業活動を知り得る天保六年、同一二年、嘉永四年、慶応二年の下り荷売買に対応する上り荷の売買仕切を集計したものである。これにみるように、買積みを主とした上り荷の仕入は、下り荷と同様に問屋を通じて行なわれ、その仕入地は下り塩の販売地である関東各地である。その仕入品目は、干鰯・メ粕等の海産物と小麦・大豆等の農産

売 買 仕 切

数 量	価 額 L	純売上額M	収 益 N (M-K)	運 賃 収 益
275俵	両歩朱(銀) 匁 113.2.0	両歩朱(銀) 匁 105.1.3 1.66	両歩朱(銀) 匁 -9.0.1 11.03	兵庫行丸太運賃15兩2歩 2朱
610	200.0.0 13.57	186.0.2 6.00	3.0 6.53	
250	68.1.0 7.00	66.0.1 0.75	2.1.0 1.21	
254	70.1.0 11.50	64.1.2 2.84		
541	160.1.0 8.47	172.1.0 6.25	-5.59	阿波行運賃 7兩2歩1朱 匁 (銀)2匁40
100	45.0.0 5.49	44.0.2 0.59	7.0.0 5.41	
128	63.3.0 14.35	58.3.0 6.00	-22.0.0 6.11	
172	21.3.0 1.71	21.1.1 1.71		
107	(問屋委託)			
115	61.3.0 5.67	61.0.0 5.25	7.2.0 11.55	
245	92.2.0 7.64	91.2.0 0.50	5.0.0 11.30	
24(箇)	6.0.0 1.78	5.3.0 7.13	(残り12箇の販 売不明)	
135	26.3.0 12.00	26.1.0 12.36	0.1.0 4.86	
272	35.1.0 9.65	33.2.3 3.75	1.1.3 1.23	
80	57.0.0 9.87	56.0.0 4.55	2.2.0 4.62	兵庫行小麦運賃 1兩1歩2朱 匁(銀)7匁00
373	239.0.0 1.98	226.2.0 4.45	11.0.0 9.81	
60	36.3.0 9.54	35.2.0 5.30	(残り812匁は名古屋 の問屋委託)	
397	106.2.0 0.64	104.2.0 8.34	-3.2.0 1.27	
660	313.2.2 14.52	307.2.2 5.18	11.2.0 5.29	
484	490.3.0 13.84	473.3.0 3.80	52.0.0 12.78	
984	1,301.3.0 1.58	1,213.2.0 8.61	141.0.0 2.11	
378	111.0.2 4.70	110.2.2 3.07	12.2.2 3.07	
1,437	3,090.0.0 14.10	3,025.1.0 13.59	493.2.0 10.69	
236	342.0.0 9.20	322.0.0 3.13	-42.1.0 1.29	

第十表 登り荷

年	月	仕入地	品目	数量	価額 J	総仕入費 K	販売地		
天保6	1	浦賀	粕	275俵	両歩朱(銀) 欠 112.0.0 ↓ 14.26	両歩朱(銀) 欠 114.2.2 ↓ 5.19	○		
	2		干鰯	610	185.0.0 ↓ 21.97	185.0.0 ↓ 21.97	3月徳嶋		
	4		干鰯	504	125.1.0 ↓ 7.88	128.0.0 ↓ 13.63	4 紀州田辺 4 丸 亀		
天保12	閏1	浦賀	干鰯	541	167.0.0 ↓ 8.83	172.1.3 ↓ 0.59	2 ○		
			小麦	100	36.1.0 ↓ 2.41	37.0.0 ↓ 2.68	2 ○		
			粕	128	○	102.0.1 ↓ 13.82	○		
				干鰯	172		○	○	
			○	○	干鰯	107	26.3.0	27.3.0 ↓ 6.33	6 丸 亀
					大豆	115	52.3.0 ↓ 7.00	53.1.0 ↓ 8.70	7 鳥 羽
			○	○	大豆	245	85.0.0 ↓ 13.04	86.1.0 ↓ 4.17	○
					荻	36(箱)	14.1.2 ↓ 2.72	14.2.2 ↓ 2.14	10 鳥 羽
			9	沼津	粕	135	25.1.0 ↓ 6.91	26.0.0 ↓ 7.50	○
					干鰯	268.4	31.2.0 ↓ 4.72	32.1.0 ↓ 2.52	11 紀州市江
			嘉永4	1	浦賀	大豆	80	52.3.0 ↓ 13.23	53.1.0 ↓ 14.93
粕	1,245	699.2.0 ↓ 4.75				713.0.0 ↓ 12.16	2 名古屋 2 松坂		
8	神奈川	粕			397	106.0.0 ↓ 2.37	108.0.0 ↓ 9.61	8 鳥 羽	
		10			江戸	小麦	660	290.0.0 ↓ 0.36	296.0.0 ↓ 7.39
慶応2	2	○	干鰯	484	○	421.2.0 ↓ 6.02	2 鳥 羽		
			粕	984	○	1,072.2.0 ↓ 6.50	3 徳嶋		
			胡麻粕	378	○	98.0.0	3 阿州根井		
		4	江戸	大豆	633	1,062.3.0 ↓ 6.35	1,071.2.0 ↓ 3.32	4 名古屋	
				大豆	804	1,438.1.0 ↓ 3.98	1,460.0.0 ↓ 14.58		
		6	浦賀	小麦	236	359.2.0 ↓ 1.82	364.1.0 ↓ 4.42	9 小豆嶋	

(注) 1. 史料は第四表に同じ。  
2. ○印は不明。

近世後期における塩の流通と廻船商業活動(未永国紀)

第十一表 年間純益

	天保6年	天保12年	嘉永4年	慶応2年
年間総収益 a	両歩朱(銀) 欠 230.3.1 ↓ 0.58	両歩朱(銀) 欠 389.0.0 ↓ 1.40	両歩朱(銀) 欠 404.0.2 ↓ 1.63	両歩朱(銀) 欠 1,658.0.0 ↓ 6.17
雑用 b	95.3.1 ↓ 2.53	173.0.0 ↓ 14.01	140.3.0 ↓ 3.65	761.2.0 ↓ 10.85
純益(a - b)	134.3.3 ↓ 1.80	215.3.0 ↓ 2.39	263.1.1 ↓ 1.73	896.1.0 ↓ 10.32

(注) 天保十二年、嘉永四年の年間総収益には「問屋委託」、「販売不明」の分は考慮されていない。

物で占められている。また販売地は鳥羽・名古屋の伊勢湾地方、田辺・市江の紀伊半島沿岸、それに徳島・丸亀等の瀬戸内東部であり、廻船の航路に沿って販売されている。

下りと上りの商業活動の規模を、各々の総仕入費である第四表のEと第十表のKによって比較すると、天保六年の下り仕入額一、〇一六兩兩に対して上り仕入額は四二八兩兩である。同じく天保一二年は六〇三兩兩に対して七六三兩兩、嘉永四年一、三五五兩兩に対して一、一七〇兩兩、慶応二年四、五八一兩兩に対して四、四八八兩兩である。天保六年を除いて、下りと上りの総仕入額はほぼ均衡している。しかし上り荷収益は無収益に近い場合が過半であり、しかも欠損を示すことさえあり、とくに粕・干鰯の魚肥の低収益は著しい。下り塩の収益に比してきわめて不安定な低収益である。

上り荷の粕・干鰯等の魚肥類の低収益は、近世後期になると北海道産の鯨粕魚肥が北前船によって移入されるようになり、関東産の魚肥が次第に圧迫されるようになったこと等にその一因が求められよう。これに対して下り塩の場合は、塩業が過剰生産傾向にあり、産地で塩を買積む廻船は有利に取引することができ、また、輸送販売関として株仲間販売機構の整備されていた江戸をはじめとする下り塩販売地において、比較的安定した販売ができた。かなりの変動をとまないながらも年間三五〇兩兩の収益をあげる下り塩は、上り荷収益と比較するときなお安定した収益を示し、廻船の主要な収益をあげている。

ここで、廻船の下り荷と上り荷を合せた年間総収益から航海経費である「雑用」を控除

して、廻船一艘当りの年間純益（船体償却費は考慮されていない）を求めた第十一表を掲げておく。<sup>10)</sup> 瀬戸内——関東間において、主として塩の買積経営に従事した野間廻船の天保、嘉永期の年間純益は、一三〇両から二六〇両余であり、物価騰貴の著しい慶応二年は九〇〇両余である。文久年間に、鯨ノ粕によって二、二〇〇両あるいは仕入金の数倍の利益をあげたといわれる北海道……下関——大阪を航路とする北前船の利益に比較すれば、その利益は大きいものではない。

1) 岡、前掲書、一三九ページ。

2) 鶴本、前掲書、七五一ページ。

3) 天保六年正月福吉丸「萬賞帳」。

4) たとえば、天保六年三月と九月の福吉丸「萬賞帳」によれば、梅菱舟田塩賣仕切における諸仕入経費二四兩三歩三朱ト銀一匁八分五厘および二六兩二歩ト銀二匁八分八厘であり、そのうち「出目代」と「御託銀」はそれぞれ二〇兩二歩二朱ト銀二匁六分、二〇兩三歩一朱ト銀三匁四分九厘を占める。

5) 天保七年八月福宮丸「勘定差引帳」。

6) 嘉永四年四月福吉丸「売買勘定帳」によれば、江戸における坂出塩五、八〇〇俵の販売価額三六〇兩一歩ト銀一〇匁七分一厘に対して「セ話料」一七四匁とあり、また赤穂塩三、四九九俵の販売価額三三三兩一歩ト銀九匁三分に対して「セ話料」一七四匁九分五厘とある。天保・文久・慶応年間の江戸における塩売仕切には、口銭は「売手ならし」と記されている。しかし嘉永年間のものには「売手ならし」の語はみあたらず、それに相当するものとして俵数、価額と無関係に一七〇匁余の「世話料」が記されている。従って小稿では、江戸売仕切の場合は口銭り売手ならし世話料として扱った。

7) 株仲間解放が江戸における塩流通にどのような影響を与えたかという点については不明であるが、株仲間解放後の一般的情勢としては、商取引に紊乱が生じ、問屋仲間組合再興後もそれが容易に改まらなかったことが指摘されている。宮本又次『株仲間の研究』三六三ページ。

8) 「水主」への割の「切出し」がある場合も廻船収益として収益Ⅰに含めた。「切出し」の記録がみえるのは阿波産塩と赤穂塩のみである。

9) 牧野隆信『北前船』二二ページ。

10) 寺島六郎「江戸時代の北海道漁業」三五ページ。（『日本産業史大系』2、所収）。

10) 第十一表の年間総収益aは、第七表、第十表の各収益と運賃を合計したものである。また、航海経費としての「雑用」はその時の航海によって多少の相違はあるが、およそ次のような内容からなっている。「水主」の結銀、寄港地の船宿への祝儀・茶礼、船中の食糧・燃料費、帆・綱等の航海用具費、大工・かじやへ支払う船体修理費、錨・縄等の雑具費。

12) 牧野、前掲書 一一三ページ。西村通男『海商三代』四五ページ。

## V 江戸下り塩問屋・仲買

野間廻船によって関東地方へ輸送販売された多喜浜塩は、主として浦賀・江戸・神奈川で販売されている。以下、鶴本重美著『日本食塩販売史』に拠って、最大の販売市場である江戸の下り塩流通を略述する。

江戸に対する塩の供給は、その大部分が塩廻船によって瀬戸内から移入される下り塩によってまかなわれた。従って江戸における塩の流通には、廻船の船頭、廻船問屋を兼ねた下り塩問屋、それに下り塩仲買が大きな役割を占めた。

江戸下り塩問題・仲買は、享保期の商業統制によって組合仲間を作り、文化期の株仲間強化によって十組問屋に加入し、下り塩問屋株の株価は、蠟問屋、木綿問屋等と共に「千両株」と呼ばれ、また下り塩仲買の株も五百両を称えた。下り塩の取引において、下り塩問屋は廻船の船頭と下り塩仲買の取引を斡旋することによって、廻船取扱手数料と塩販売口銭を取得し、下り塩仲買は買受けた塩を株仲間を形成する独占的な仲買として、小売業

第十二表 下り塩問屋・仲買の推移

	享保年間	文化年間	文政7年	天保4年	天保12年	嘉永4年
下り塩問屋	4人	4	4	4	(株仲問解放)	4
下り塩買	○	21	18	21		14

(注) 1. 鶴本、前掲書 p. 118より。  
2. ○印は不明。

者あるいは需要者へ販売した。<sup>3)</sup> 下り塩問屋・仲買は、相互に「問屋は仲買以外には売らず、仲買は問屋以外からは買はぬ」という販売制約を固く守って塩販売統制の強化に務めた。<sup>4)</sup> このような団結は、赤穂藩、徳島藩等の江戸における塩会所の設立をも失敗させる力を有していた。<sup>5)</sup>

第十二表は下り塩問屋・仲買人数の推移である。下り塩問屋は享保以降四人に固定しているが、下り塩仲買は文化年間二人、文政七年一人、天保四年二人、問屋組合再興後の嘉永四年は一四人に減少している。明治初年における塩廻船の総数は三三〇艘、移入塩の総数は二一〇万俵といわれている。<sup>6)</sup> 幕末期もほぼ同数とすると、強固な株仲間組織の下に四軒の下り塩問屋と二〇軒たらずの下り塩仲買は、この多大な移入塩を一手に取引し、問屋は廻船取扱い手数料と塩販売口銭を、そして仲買は塩の買入れと卸売りをそれぞれ独占していたのである。

- 1) 謄本、前掲書、五八ページ。
- 2) 同書、九五ページ。
- 3) 同書、一七八―八〇ページ。
- 4) 同書、七五ページ。
- 5) 同書、七一―八〇ページ。
- 6) 同書、九五ページ。

## むすび

以上を簡単に要約してむすびとしよう。

主として近世中期以降に開発された多喜浜における塩業生産は、藩財政確保の必要からする領主の生産規制の下に、地主——小作仕成人——浜子による小作経営が主体となっていた。そしてその産塩は、領外売り、領内売り共にすべ

て二軒の産地問屋によって商品化され、領主・地主によって生産量・販売数量を確実に把握されているため、小作仕成人はその生産者としての自立性の少なさとあいまって、零細な小作経営を抜け出せなかった。

また、このような塩田の小作浜化と、近世中期以後の休浜法を実施せざるを得ないような十州塩の過剰生産傾向は、多喜浜のように浜数が少なく、それほどの名声も持たない中小塩田においては、産地問屋まで困窮しているのが特徴である。すなわち、その産塩は阿波産塩等に比して若干廉価に評価され、塩の滞貨とそれによる低塩価は、「入銀塩」売りや廻船からの資金借入を余儀なくさせ、問屋口銭の漸次的低落にみられるように、産地問屋の販売者としての地位を低くしている。

このような、生産地における生産・販売状況に対して、生産地と消費地を結ぶ塩廻船は、購買者としては産地問屋に対して資金貸付をさえ行なって有利な商取引の位置にあり、販売者としては問屋仲間組織による特権的販売地問屋という安定した販路を持ち、独立した塩流通上の地位を占めている。しかし、十州塩の移送をほとんど一手に担う塩廻船も、江戸下り塩問屋・仲買に特徴的にみられる問屋仲間流通機構を持つ販売地問屋に対しては、塩価の上昇にスライドする問屋口銭の支払いを容認せざるを得ない立場にあり、このことは反面からみれば、販売地問屋の塩流通上に占めるそれだけ強い地位を物語るものである。

このようにして、その大部分が小作塩田経営によって生産された多喜浜塩は、販売地問屋の支配的な流通機構を経由して、近世後期全国市場に流通したのである。

（本稿作成にあたり、心よく史料閲覧の便宜を与えていただいた愛知県知多郡美浜町野間の伊藤かず氏に、深謝する次第である。）